第十五条の七　法第四十八条の四第一項第三号の電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受けることができる者は、照合機器が設置された重要国際埠頭施設に出入りする者であつて、国土交通大臣が定める者とする。

2　前項の照合を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に届出前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の写真及び個人識別情報の照合を受けることができる者であることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

3　（略）

4　法第四十八条の四第一項第三号の電子情報処理組織を使用しようとする重要国際埠頭施設の管理者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

5　（略）

（法第五十条の二第八項の規定による措置）

第十五条の八　港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に法第五十条の二第三項第四号に掲げる事項を定め、又は当該事項に係る港湾脱炭素化推進計画の変更をするときは、あらかじめ、第十七条の二第一項各号に掲げる事項の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2　第十七条の四第二項から第四項までの規定は、前項の規定による縦覧について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「認定の申請」とあるのは「第十七条の二第一項各号に掲げる事項」と、同項第一号中「申請者」とあるのは「特定埠頭の運営の事業の実施主体」と、同条第四項中「認定の申請」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第十五条の七　法第五十条の二第一項第三号の電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受けることができる者は、照合機器が設置された重要国際埠頭施設に出入りする者であつて、国土交通大臣が定める者とする。

2　前項の照合を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書に届出前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の写真及び個人識別情報の照合を受けることができる者であることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

3　（略）

4　法第五十条の二第一項第三号の電子情報処理組織を使用しようとする重要国際埠頭施設の管理者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

5　（略）

（法第五十条の六第八項の公正な手続を確保するための措置）

第十五条の八　法第五十条の六第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の必要な措置は、次に掲げる事項の内容を二週間公衆の縦覧に供することとする。

一　法第五十条の六第三項第三号に規定する事業の名称

二　次に掲げる事項を記載した当該事業の計画

イ　当該事業の概要

ロ　当該事業の実施時期

ハ　当該事業に係る法第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の位置

ニ　当該特定埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

三　当該事業の実施が当該港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

四　資金計画

五　当該事業の実施主体が貸付けを希望する当該特定埠頭を構成する港湾施設の一部を第三者に転貸することを希望するときは、その旨及び理由

六　その他当該事業の実施に関し必要な事項

2　特定港湾管理者は、前項の規定により同項各号に掲げる事項の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

3　特定港湾管理者は、第一項の規定により同項各号に掲げる事項の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると特定港湾管理者が認めるものを除く。）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

一　当該事業の実施主体の氏名又は名称

二　第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項の概要

三　意見書の提出方法、提出期限及び提出先

四　前三号に掲げるもののほか、特定港湾管理者が必要と認める事項

4　第一項の規定により縦覧に供された事項の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。